

第7節 高齢者対策

1 高齢者対策

高齢者に対するサービスの主体は市町であり、県では市町の後方支援として、市町の実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。(関係法令：地域保健法 第6、8条)

当センターでは、地域づくり施策の一環として、高齢者のみならず母子、障害のある者等への包括的支援体制の構築を推進するための研修会を開催した。

令和2年度

月日・会場	内 容	参 加 者
令和3年2月17日（水） 14：00～15：30 オンライン研修 (配信拠点：石川県庁 1402 会議室)	地域包括ケアシステム推進のための研修会 ○講演 「地域共生社会の実現に向けた包括支援体制 について ～地域共生社会の概念を理解し、 町内連携体制を推進する～」 講師 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐 石井 義恭 氏 地域共生支援調整係 主査 齋藤 正晃 氏 ○意見交換 テーマ 「わが市（町）の地域共生社会の現実に向け た取り組みについて」	県内市町担当課 県内包括支援相談センター 当センター 等 33名